

特別解説

開発費（無形資産）の計上の状況

（わが国と欧州のIFRS適用輸送用機器製造会社を中心に）

はじめに

今回はIFRS特有の無形資産である開発費の計上について取り上げる。我が国の会計基準や米国会計基準では、研究開発費はすべて費用処理され、資産として計上することは認められないが、IAS第38号「無形資産」では、第57項が定める一定の要件をすべて満たした開発費は無形資産として計上しなければならないとされている。

このIAS第38号第57項の6つの要件が非常に抽象的であるためにその解釈に幅が生じ、業種や企業によって開発費の資産計上の要否や金額に大きなばらつきが出ている。本稿では、IFRS任意適用日本企業とIFRSを適用する主要な欧州企業、その中でも多額の開発費を無形資産として計上していることが多い輸送用機器製造会社（完成車及び自動車部品のメーカー）を題材として、開発費計上額の水準や研究開発費に占める資産化開発費の比率、開発費計上に関する会計方針等を調査分析することとしたい。

調査対象とした企業

IAS第38号の規定に基づいて、開発費を無形資産として計上している企業が属する業種の代表的なものとして、輸送用機器（完成車や自動車部品の製造業）が挙げられる。我が国にお

いても、輸送用機器製造業に属する多くの企業がIFRSを任意適用しているが、本稿ではまず、我が国のIFRS任意適用企業のうち、輸送用機器製造業に属する企業18社をサンプルとして取り上げることとする。

そのうえで、後段では欧州の輸送用機器製造業者との比較を行い、IFRS任意適用日本企業の間に見られる傾向や特徴点等を調査分析することとしたい。

関連するIFRSの規定

IAS第38号第57項は、次のように定めている。

開発（又は内部プロジェクトの開発局面）から生じた無形資産は、企業が次のすべてを立証できる場合に限り、認識しなければならない。

- (a) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの、技術上の実行可能性。
- (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図。
- (c) 無形資産を使用又は売却できる能力。
- (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法、とりわけ、企業は、無形資産による産出物又は無形資産それ自体の市場の存在、あるいは、無形資産を内部で使用する予定である場合には、無形資産が企業の事業に役立つことを立証しなければならない。
- (e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを